

神戸市下水道条例施行規則の一部改正について(概要)

1. 改正の趣旨

福祉施策の一環として、民間の社会福祉施設のうち、神戸市下水道条例施行規則（昭和 50 年 11 月規則第 70 号）で定めるものについて、下水道使用料を減免しています。

この度、新たな政策課題に対応した施策・事業を積極的に展開するために行った事務事業の見直しの一環として、受益と負担の適正化を図るため、下水道使用料の減免規定の見直しを行います。

そのため、神戸市下水道条例施行規則の一部改正を行います。

2. 改正の概要

神戸市下水道条例施行規則第 20 条第 1 項第 2 号の各施設（保健福祉局所管の民間社会福祉施設及び事業所）について、5 割相当額の減額を 3 割相当額の減額へ変更。

（神戸市下水道条例施行規則第 20 条第 1 項第 2 号を改正します。）

3. 施行期日(予定)

平成 31 年 4 月 1 日

※平成 31 年 4 月使用分から施行対象とします。